

高知市広告付デジタルサイネージ協働設置事業者募集要領

この要領は、デジタルサイネージを取り扱う専門の事業者が掲載内容の作成、修正及び広告営業を行い、それらに必要な費用を自らが募集する広告収入で賄うことによって、広告付デジタルサイネージを本市に寄贈し、協働設置する事業者を決定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

1 事業の概要、業務内容等

- (1) 事業名称 広告付デジタルサイネージ協働設置事業
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 設置期間 協定書締結から3年間
- (4) 費用 デジタルサイネージ及び庁舎案内に関する掲載内容の作成、修正に要する費用は、事業者が募集する広告収入で賄うものとし、本市は一切の費用を負担しないものとする。

2 参加資格

参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている法人に限るものとする。

- (1) 別紙「仕様書」に基づき、事業を履行できる者
- (2) 高知市広告掲載要綱並びに高知市広告掲載基準及びこの募集要領並びにその他関係法令等（以下「広告掲載要綱等」という。）を遵守できる者
- (3) 国税及び地方税の滞納がない者
- (4) 広告付デジタルサイネージ設置業務（自らが設置、管理及び運営するものに限る。）について3年以上継続して設置、管理及び運営を行った実績、又は国若しくは地方公共団体その他の公的機関において設置、管理及び運営を行った実績を有している者
- (5) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中の者でないこと。
- (7) 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成6年7月1日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと、その他市長が不相当であると認める者でないこと。

3 参加申込み

- (1) 受付期間
令和7年3月24日（月）～令和7年4月7日（月）午後5時15分まで【必着】
- (2) 提出方法
申込必要書類を郵送又は持参によって、【提出先】に提出してください。
なお、持参される場合の受付時間は、土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分

まで（正午から午後1時までを除く。）です。

【提出先】〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号
高知市役所 DX推進課（本庁舎6階）

4 申込み必要書類（注1）

- (1) 参加申込書（広告付デジタルサイネージ協働設置事業）（様式第1号）
- (2) 実績報告書（様式第3号）
- (3) 会社概要及び設置する広告付デジタルサイネージのパンフレット等
- (4) 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（広告事業用） ※両面印刷で提出
- (5) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（注2）
- (6) 国税、都道府県税及び市町村税に係る納税証明書（注2～4）

<注意事項>

注1 書類提出に要する費用は申請者の負担とする。また、提出された書類は返却しないものとする。

注2 (5)及び(6)は提出期限前3か月以内のもので、写しでも可。なお、高知市物件等競争入札参加有資格者名簿の登録者が申請する場合は、(4)、(5)及び(6)を省略することができる。

注3 (6)国税の税務署の証明書の種類は「その3」で、必要な税目は「法人税、消費税及び地方消費税、その他（源泉所得税）」とする。

注4 (6)都道府県税及び市町村税は、滞納がないことの証明書又は直近2事業年度の納税証明書とし、申請者の所在地発行のものとする。なお、高知市外の申請者で、高知市に支店、営業所等がある場合は、高知市の納税証明書も併せて提出すること。

5 質問受付期間

(1) 期間

令和7年3月24日（月）～令和7年3月28日（金）午後5時15分まで

(2) 質問方法

以下のメールアドレスにお送りください。

メール送信後、高知市役所 DX推進課まで質問書を提出した旨を電話にてご連絡ください。

DX推進課メールアドレス：kc-011800@city.kochi.lg.jp

DX推進課直通番号：088-856-9580

※ 期間を過ぎた質問にはお答えできません。

(3) 回答

令和7年4月1日（火）に質問者へ回答するとともに、全質問内容と回答を本課ホームページで公表します。公表されていない場合は、質問がなかったものとみなしてください。

6 事業者の決定

指定期日までに提出された申込書類にて参加資格を審査し決定する。なお、申込みが複数あった場合は、くじ引きにより事業者を決定し、広告付デジタルサイネージ協働設置事業者（決定・不決定）通知書により通知する。

7 協定書の締結

決定事業者は、当該決定に係る通知を受けた後、本市と協定書を締結するものとする。

本案件は電子契約が可能であるため、希望する場合は、参加申込書提出時に様式「電子契約利用承諾書」を電子メールの方法によってDX推進課（kc-011800@city.kochi.lg.jp）に提出すること。

※ 「電子契約利用承諾書」：契約課ホームページ

<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/10/denshikeiyaku-zigyoushaannai.html>

8 協働設置までの流れ

参加申込み受付⇒事業者決定⇒協定書締結⇒内容等打合せ⇒掲載内容作成及び構成・広告集稿⇒
広告内容承認申請・審査・承認通知⇒納品（寄贈）・設置

※ 使用開始日は本市と決定事業者で協議する。

9 その他留意事項

- (1) 広告に関しては、高知市広告掲載要綱並びに高知市広告掲載基準及びこの募集要領並びに広告掲載要綱等の規定を遵守すること。
- (2) 決定事業者は、広告掲載内容承認申請書を本市が指定する日までに提出すること。提出された広告内容については、審査後、広告掲載内容承認・不承認決定通知書により通知する。
- (3) 庁舎案内に関する掲載内容や広告について、本市が内容等に修正、削除が必要と判断した場合は、決定事業者に修正削除等を求めることができる。
- (4) 決定事業者は、広告掲載内容に関する一切の責任を負うものとし、第三者から、苦情の申立て、被害救済及び損害賠償の請求等がなされた場合は、直ちに決定事業者の責任及び負担において、その解決のための対応を行わなければならない。
- (5) 決定事業者は、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号のいずれかに該当する者（以下「排除措置対象者」という。）の広告を掲載し、又は排除措置対象者を下請契約等の相手方としてはならない。
- (6) 決定事業者、決定事業者を通じて広告を掲載しようとする者又は決定事業者の下請契約等の相手方（以下「決定事業者等」という。）が排除措置対象者に該当する疑い、その他広告掲載内容

に関し広告掲載要綱等に違反する疑いが生じたときは、本市が決定事業者に対し当該事実の確認のために必要な書類等の提出を求めることがある。

- (7) 決定事業者が、前号による書類等の提出を拒んだ場合は、広告掲載を認めない、又は広告掲載の承認を取り消すことがある。
- (8) 広告付デジタルサイネージの設置に関し、各機器の故障又は何らかの問題が発生したときは、本市の判断によりその使用の全部又は一部を中止することがある。この中止により、決定事業者等に損害が生じても、本市はその責を負わない。
- (9) 決定事業者は、デジタルサイネージに広告を掲載する者を募る場合は、その者に対し、本市が広告を募集しているかのような誤解を与えてはならない。
- (10) 決定事業者は、広告付デジタルサイネージに起因して本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

10 問い合わせ先

〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号

高知市役所 DX推進課

TEL 088-856-9580

E-mail kc-011800@city.kochi.lg.jp